

五  
イ  
方 募  
入 価 法 入  
札 格 決  
發 競 定  
行 爭 の

当も各  
ての申  
るか込  
。らみ  
その  
のう  
応ち  
募応  
額募  
を価  
順格  
次の  
割高  
りい

四  
發 行 方 法  
用 振 替 条 款  
等 項 及 び 適  
發 行 法 項 の  
號 名 称 及 び  
發 行 法 項 の  
名 称 及 び 記  
號 及 び 記

価一を場で競争う札価振の以律社条九特  
格国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法律第  
競債め別つ入札に以を機用「振替法」  
争市る参て札發によ下競争は日本銀行第  
入場も加、と行「価に付けるもの  
札特の者財同「格競争して行わる。  
発別にご務時「格競争して行わる。  
行參よと大に「競争に付けるもの  
「加るに臣行「以下札「の規  
と者發応がわ。・行募各れ及「  
い・行募各れ及「の規  
う第へ限國るび価「とる。そ  
。I以度債入価格競い入  
非下額市札格競い入

○財務省令第三十号～第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十六年一月二十日より告示する。割引短期国債、  
平成二十六年一月二十日以後に発行した割引短期国債、  
の発行条件等を次のように定める。  
二月六日とおり告示する。  
国庫短期証券（第四百二十四回）  
財務大臣 麻生太郎

十 一 發	九 八	七 口 イ 払	六 口 イ 發
發	振額最	低行争非者特国入価込	行争非者特国入価行
行	替額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債
價	單面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市
格	位金發競I加場行爭額	發競I加場行爭額	發競I加場
平	千千二二	額円額	込募各
す			
額	千	面	み限國
の	万	面	
振	円	金	の度債
替	百萬二	額	応額市
二。	九五千	で	募の場
整載法	十千九	千	額範特
數又の	五円百	九	を圃別
倍は規	億八	兆	割内參
の記定	八十九	百	りに加
金録に	六億	九	當お者
額はよ	六百四	九	ていご
に、る	十	七	るてと
よ最振	千	二	。各の
日	万	七	申応
る低替	百	二	
も額口	十	千	
の面座	七	百	
と金簿	万	百	

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三  
二  
十  
二  
口  
イ

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

償行争非者特国  
還入価・別債  
期札格第参市  
限発競I加場

入価  
札格  
発競  
行争

平  
成  
二  
十  
六  
大  
臣  
か  
ら  
年  
一  
月  
通  
知  
つ  
。そ  
が  
月  
二  
十  
日  
受  
け  
た  
者

財  
務  
大  
行  
額  
本  
面  
銀  
金  
支  
金  
を  
と  
、  
百  
円  
払  
は  
年  
に  
う  
、  
つ  
。  
そ  
き  
の  
百  
翌  
行  
當  
休  
業  
業  
日  
日  
に  
に

日額償当た平  
額償當た成  
金金るし二  
額をと、十  
百支き償七  
円払は還年  
にう、期一  
つ。そが月  
きの銀二  
百翌行十  
當休日  
業業  
日日  
にに

十額募十額  
四面価四面  
錢金格錢金  
三額二額  
厘百厘百  
円以円  
に上に  
につのつ  
きそき  
九それ九  
十九ぞ十  
十九れ九  
円の円  
九応九